3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

(1) 利于所侍等の課税状況				課 税 分			分	非課	税分	合 計			
	区	分	支	払	金	額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他非課税分支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額		
					3	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
公		信	Ť	1,	884, 5	79	287, 564	11, 041	8, 761, 825	10, 657, 444	287, 564		
社	社			3, 414, 222		532, 552	6, 731	27, 789, 682	31, 210, 635	532, 552			
	銀	行 預 金	È	31,	426, 4	74	4, 775, 304	406, 800	4, 625, 740	36, 459, 014	4, 775, 304		
預 貯 金	金銀行以外の金融機関の 預 貯 金 利 子			17,	709, 7	50	2, 700, 091	311, 169	9, 487, 819	27, 508, 739	2, 700, 091		
	その他	1勤務先預金等の利子	_	3,	567, 3	76	551, 946	3, 803	10	3, 571, 188	551, 946		
合同運	合同運用信託の収益の分配				81, 7	07	12, 526	4, 545	894	87, 145	12, 526		
公社債技	公社債投資信託の収益の分配等				163, 9	62	24, 416	_	257	164, 219	24, 416		
	小	計		58,	248, 0	70	8, 884, 399	744, 087	50, 666, 228	109, 658, 384	8, 884, 399		
定期積	金の	給付補てん金等	È	2,	031, 2	12	311, 080		239, 777	2, 270, 990	311,080		
		等に基づく利益の 保険等の差益			218, 8	25	33, 513	_	_	218, 825	33, 513		
割引	債	の償還差益	É		83, 2	33	15, 296	_	_	83, 233	15, 296		
		計		60,	581, 3	40	9, 244, 289	744, 087	50, 906, 004	112, 231, 432	9, 244, 289		

調査対象等: 平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区分	一般調	果 税 分	非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合	計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の 投資口の配当等	157, 011, 360	32, 061, 720	9, 083, 404	19, 386, 084	1, 385, 523	185, 480, 848	33, 447, 243
投資信託 (公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。) 及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	-	_	856, 201	3, 316, 029	236, 997	4, 172, 230	236, 997
源泉徴収選択口座内配当等	I	-	1	85, 769, 266	6, 130, 111	85, 769, 266	6, 130, 111
計	157, 011, 360	32, 061, 720	9, 939, 605	108, 471, 379	7, 752, 631	275, 422, 344	39, 814, 350

調査対象等: 平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整 所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 119, 520, 189					8, 5	千円 541,577

調査対象等: 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

		官が	广	そ 0	つ 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 · 給 料 · 賞 与	2, 174, 111, 161	76, 882, 736	10, 050, 213, 448	278, 659, 952	12, 224, 324, 608	355, 542, 688
給与所得	日雇労働者の賃金	3, 370, 974	133, 170	68, 253, 659	1, 024, 013	71, 624, 633	1, 157, 184
	計	2, 177, 482, 135	77, 015, 906	10, 118, 467, 106	279, 683, 966	12, 295, 949, 241	356, 699, 872
退	職 所 得	175, 270, 231	2, 622, 630	175, 877, 706	5, 018, 372	351, 147, 937	7, 641, 002
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	2, 566		2, 566

調査対象等: 給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成25年2月から 平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、 日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演 料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 8,820,580	千円 1, 299, 110
N.	弁護士、税理士等の報酬又は料金	49, 047, 876	7, 099, 053
法第	診 療 報 酬	46, 146	4, 081
2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	46, 424, 879	3, 272, 296
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 酬 又 は 料 金	2, 223, 599	232, 868
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	8, 000, 229	422, 129
	契 約 金 • 賞 金	2, 420, 564	64, 120
	小青十	116, 983, 873	12, 393, 657
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	12, 999, 056	308, 948
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	320, 126, 131	1, 335, 687
法 第 17	4条該当(馬主が受ける競馬の賞金等)	320, 914	7, 907
_	計	450, 429, 974	14, 046, 199
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	_

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成25年2月から平成26年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区分	支払金額	源泉徵収税額
公社債・預貯金の利子等	千円 9,813	千円 1,522
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定受益証券発行信託の収益の分配	1, 608, 353	109, 732
匿名組合契約に基づく利益の分配	1, 522	310
給	1, 507, 390	179, 041
退職所得	120, 118	22, 448
役 務 の 報 ■	10,669	2, 102
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 値		242, 534
著作権の使用料又はその譲渡による対価	i 801, 586	83, 781
貸 付 金 の 利 子	1, 588, 354	171, 198
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 復	150, 980	26, 862
機 械 等 の 使 用 ギ	-	-
土地等の譲渡による対価	i 392, 376	40, 018
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 個	i 2, 216, 177	423, 527
生命保険契約等に基づく年金	-	-
賞 金	-	-
合 計	10, 819, 167	1, 303, 074

調査対象等: 平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。